

令和7年11月21日（金）に報道発表しました、「奈良県公衆浴場入浴料金統制額の改定について」において、公衆浴場入浴料金統制額の現行額及び奈良県公衆浴場入浴料金協議会開催年月日に誤りがございました。

皆さまには大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

## 報道資料

令和7年11月25日

薬務・衛生課

食品・生活衛生係

担当：杉山、松岡

内線：3184

ダイヤルイン：27-8674

### 奈良県公衆浴場入浴料金統制額の改定について（訂正）

公衆浴場入浴料金統制額を次のとおりに改定しますので、皆様のご理解とご協力を  
お願いします。

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
改定額	530円	200円	100円
現行額	480円	160円 <span style="color:red">200円</span>	80円 <span style="color:red">100円</span>

#### ○公衆浴場入浴料金統制額の指定

公衆浴場のうち、一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）の入浴料金は、「物価統制令」等に基づき、知事が統制額（上限額）を指定することとされています。

#### ○改定の背景

エネルギー価格等の高騰により、公衆浴場の経営が圧迫されていることから、県は入浴料金の統制額について、奈良県公衆浴場入浴料金協議会に諮詢し、~~令和5年7月31日~~ 令和7年10月28日に開催された協議会において「統制額は大人530円、中人200円、小人100円とすることが適当である」と答申されたことを踏まえ、今回改定を行うこととしました。

#### ○施行日 令和7年12月1日